

最低賃金額変更へ

いつもお世話になっております。

気がつけばもう9月もあと数日になりましたね。秋も次第に深まってきており、朝夕と月几寒い日もあるようですので体調管理には、お気をつけ下さい。

さて、以前にお伝えしました都道府県別の最低賃金額と変更日が発表されてきました。

近畿圏は以下の通りとなります。

県	最低賃金	(旧金額)	変更日
奈良	710	(699)	10/20
大阪	819	(800)	10/18
兵庫	761	(749)	10/19
京都	773	(759)	10/24
三重	737	(724)	10/19
和歌山	701	(690)	10/19

※変更日は都道府県によって異なります。

今回の引き上げにより奈良では最低賃金が700円を超えました。時給の方はもちろん、月給の方についても最低賃金をクリアしているか確認してみる必要があります。月給者の最低賃金の確認方法は当事務所のホームページの「旬の特集」をご覧ください。

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。

〒631-0076

奈良市富雄北3-20-33-306

(有)ムシマル労務サービス

マツムラ社労士事務所 和田

TEL 0742-47-5222

FAX 0742-47-5527

<http://www.musimaru.com/>

E-mail: musimaru@kcn.ne.jp